

議案第 48 号

橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第233号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																		
<p>(使用料) 第12条 施設の使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税の額及びその額に地方税法(昭和108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算して得た額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 利用者は、次の各号に該当するときは、前項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算又は減額した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) リハーサル等(会場設営を含む。)に利用する場合 5割減額</p> <p>(2) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合。(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合がある。) 5割加算</p> <p>(3) 営利目的に利用する場合 10割加算</p> <p>(4) 市外居住者が利用する場合 5割加算</p>	<p>(使用料) 第12条 施設の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p>																		
<p>別表(第12条関係) (1) 基本使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～12:00</th> <th>13:00～17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>6,667円</td> <td>9,524円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>7,334円</td> <td>10,477円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9:00～12:00	13:00～17:00	平日	6,667円	9,524円	土曜日・日曜日・祝日	7,334円	10,477円	<p>別表(第12条関係) (1) 基本使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～12:00</th> <th>13:00～17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>7,700円</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9:00～12:00	13:00～17:00	平日	7,000円	10,000円	土曜日・日曜日・祝日	7,700円	11,000円
区分	9:00～12:00	13:00～17:00																	
平日	6,667円	9,524円																	
土曜日・日曜日・祝日	7,334円	10,477円																	
区分	9:00～12:00	13:00～17:00																	
平日	7,000円	10,000円																	
土曜日・日曜日・祝日	7,700円	11,000円																	

(2) 夜間に開館する場合の基本使用料金		(2) 夜間に開館する場合の基本使用料金	
区分	17:00～22:00	区分	17:00～22:00
平日	14,286円	平日	15,000円
土曜日・日曜日・祝日	15,715円	土曜日・日曜日・祝日	16,500円

※リハーサル等(会場設営含む。)……基本使用料の5割減額
 ※冷暖房実施期間中(6月1日～9月15日、12月1日～3月31日。ただし、その年の季節事情によって変更する場合があります。)……基本使用料の5割加算
 ※営利目的の利用……基本使用料の10割加算
 ※市外居住者の利用……基本使用料の5割加算
 (3) 附属設備使用料

品名	使用料	備考
ビデオプロジェクター	1,905円	
スポットライト(1台)	953円	

※ 略

品名	使用料	備考
ビデオプロジェクター	2,000円	
スポットライト(1台)	1,000円	

※ 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東部コミュニティセンター設置及び管理条例に規定する施設の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。